

地域密着型介護老人福祉施設 管理者 様
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 管理者 様

柏崎市福祉保健部介護高齢課長

協力医療機関の名称等の届出について(通知)

令和6年度介護報酬改定により、一部の介護保険サービス等については、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、指定権者に届け出ることが義務付けられました。

つきましては、下記のとおり協力医療機関の名称等について、届出をお願いいたします。

記

1 届出が必要な対象サービス

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護

2 提出書類

- ・(別紙3)協力医療機関に関する届出書
- ・各協力医療機関との協力内容が分かる書類(協定書等)

3 届出時期

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ① 施設基準第1号、第2号及び第3号の規定を満たす協力医療機関を定め、協力医療機関と入居者の急変時等における対応を確認した後、速やかに提出(毎年度、対応を確認した後、提出すること)
- ② 協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には速やかに提出
- ③ 施設基準第1号、第2号及び第3号の規定を満たす協力医療機関を定めるため、医療機関との協議を行うなどしたが、施設基準を満たす協力医療機関を定めることができなかった場合、各年度末までに提出

(2) (介護予防)認知症対応型共同生活介護

- ① 施設基準第1号及び第2号の規定を満たす協力医療機関を定め、協力医療機関と入居者の急変時等における対応を確認した後、速やかに提出(毎年度、対応を確認した後、提出すること)
- ② 協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には速やかに提出
- ③ 施設基準第1号及び第2号の規定を満たす協力医療機関を定めるため、医療機関との協議を行うなどしたが、施設基準を満たす協力医療機関を定めることができなかった場合、各年度末までに提出

4 届出方法

柏崎市オンライン申請システムにより提出

【URL】 <https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/apply-procedure/2769610636344576502>

5 留意事項

協力医療機関の増減や変更については、**変更後 10 日以内**に変更届の提出も必要になりますので、留意してください。

6 施設基準（参考）

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 152 条第 1 項

第 1 号：入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

第 2 号：当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

第 3 号：入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(2) （介護予防）認知症対応型共同生活介護

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 105 条第 2 項

第 1 号：利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

第 2 号：当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

以上

【提出先・問合せ先】

〒945-8511

柏崎市日石町2番1号

柏崎市役所 介護高齢課 高齢対策係

TEL：0257-21-2228（直通）